

社団法人宮城県農業公社定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人宮城県農業公社（以下「公社」という。）という。

(事 務 所)

第2条 公社は、事務所を宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号におく。

(目 的)

第3条 公社は、農業経営の安定を図るため、農地保有の合理化を促進するとともに、農畜産業の振興に関する事業及び農地等の保全に関する事業を行い、もって宮城県（以下「県」という。）の農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農地保有合理化に関する事業
- (2) 農地流動化の促進に関する事業
- (3) 農業構造の改善及び農業の近代化に資する事業
- (4) 農用地の造成、改良及び整備に関する事業
- (5) 家畜の生産、育成及び供給並びにこれらに付帯する事業
- (6) 農畜産業の経営環境保全及び関連施設の整備に関する事業
- (7) 特定鉱害復旧等に関する事業
- (8) 前各号に掲げる事業に係る調査、計画及び設計並びに受託
- (9) その他公社の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会 員 の 資 格)

第5条 公社の会員となる資格を有する者は、県、市町村、県内の農業協同組合等農業団体、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産業振興機構」という。）及び公社の目的に賛同する公益法人とする。

(加 入)

第6条 公社の会員になろうとする者は、出資口数を記載した加入申込書を理事長に提出し、総会の承認を得なければならない。

(出 資)

第7条 会員は、出資1口以上を保有しなければならない。

2. 出資1口の金額は、10万円とする。

3. 出資は、一時払込みを原則とする。ただし、理事会の承認を得て分割納入することができる。

4. 出資口数を増加しようとする会員については、前条の規定を準用する。この場合において、「加入申込書」とするのは「出資増加申込書」と読みかえるものとする。

5. 農畜産業振興機構からの出資金は、第4条第5号に規定する事業のために出資したものとする。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、総会の開催10日前までにその会員に書面で通知し、かつ総会で弁明する機会を与えなければならない。

(1) 出資金の納入その他会社に対する義務の履行を怠ったとき

(2) 会社の名譽をき損し、又は会社の目的に反する行為をしたとき。

2. 除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもってその会員に通知しなければならない。

(出資の払戻し)

第10条 会員が退会したときは、退会したときから2年以内に限りその出資金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2. 前項の請求があったときは、会社はその者の退会した年の属する事業年度末におけるその者の出資額に、当該事業年度末における総出資額に対する基本財産の額の割合を乗じて得た額を、その者の出資額を限度として、総会の議決を経、かつ、知事の承認を受けて払戻しをすることができるものとする。

3. 第7条第5項の規定による出資に関し、農畜産業振興機構から出資口数減少の請求を受けたときは、前2項の規定にかかわらず減少請求出資額の払戻しができるものとする。

第3章 役 職 員 等

(種別及び選任)

第11条 会社に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 3人以内

2. 理事は、次の各号に掲げる者をもって充て、その人数はそれぞれ当該各号に定める人数以内とする。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 宮城県知事（以下「知事」という。）の指名する者 | 1人 |
| (2) 知事の指名する県職員 | 3人 |
| (3) 県を除く会員の代表者のうちから総会において選任された者 | 8人 |
| (4) 理事長が総会の承認を得て委嘱する学識経験者 | 3人 |

3. 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とし、必要に応じ専務理事又は常務理事を置くことができる。

4. 理事長は第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

5. 副理事長、専務理事及び常務理事は理事長が指名する。

6. 監事は、次の各号に掲げる者をもって充て、その数はそれぞれ当該各号に定める人数以内とする。

- | | |
|--|----|
| (1) 知事が委嘱する宮城県議会議員 | 1人 |
| (2) 県を除く会員の代表者のうちから総会において選任された者又は理事長が総会の承認を得て委嘱する学識経験者 | 2人 |

7. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 理事長は、公社を代表し、社務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐して社務を処理するとともに、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3. 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して日常の社務を整理し、理事長及び副理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長がともに欠けたときはその職務を行う。

4. 理事は、理事会を構成し、社務の執行を決定する。

5. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任 期)

第13条 総会で選任された役員又は理事長が委嘱した役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 前項の役員は、再任を妨げない。

3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第14条 役員に、職務上の義務違反又は役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧 問)

第 15 条 会社に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者を理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
3. 顧問は理事長の諮問に応じ、重要な社務に関し意見を述べる。

(参 与)

第 16 条 会社に参与を置くことができる。

2. 参与は、理事長、副理事長、専務理事又は常務理事の推せんにより、理事長が委嘱する。
3. 参与は、会社の業務に関し、助言を行う。

(役員に対する報酬等)

第 17 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 18 条 会社の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

2. 事務局の組織、職制及び事務分掌等は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
3. 事務局の職員は、理事長が任免する。

(種 別)

第 19 条 会社の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 20 条 総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 21 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 剰余金又は欠損金の処分又は処理方法の決定
- (4) 借入金限度額の決定

(5) その他公社の運営に関する重要な事項

2. 前項第1号及び第4号について、やむを得ない理由によりその会計年度前に総会の議決を得られない場合は、総会の議決を得るまでの間、理事会の議決に基づき、理事長がこれを執行することができる。
3. 前項の場合における収入及び支出又は債務の負担は、新たに成立した当該会計年度予算に基づくものとする。
4. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない社務の執行に関する事項

(開 催)

第22条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたととき又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
3. 理事会は、理事長が必要と認めたととき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第23条 会議は、理事長が招集する。

2. 会議を招集するには、構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。

2. 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定 足 数)

第25条 会員は、総会において出資口数1口につき1個の議決権を有するものとする。

2. 総会は、会員の過半数が出席し、かつ出席した会員が全議決権の過半数を有しなければ開催することができない。
3. 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席会員の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議

決に加わる権利を有しない。

2．総会においては、第23条第2項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決する。

ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3．理事会の議事は、出席理事の3分の2以上の同意をもって決する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席し議決したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事録については、次の事項を記載して議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会員及び会員の議決権の数、又は理事の現在数

(3) 会議に出席した会員及び会員の議決権の数、又は理事の指名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発信者の発信要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2．議事録には、議長及び出席した会員、理事の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 出資金

(2) 強化基金

(3) 拡充基金

(4) 特定鉱害復旧事業等基金

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生ずる収入

(7) 補助金及び奨励金

(8) 寄附金品

(9) その他の収入

(強化基金)

第30条 社は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るため、次に掲げる資産をもって構成する農地保有合理化促進事業強化基金及び同事業推進拡充基金（以下「強化基金」という。）を設けるものとする。

- (1) 強化基金の造成に充てることを指定して交付された補助金
- (2) 強化基金の造成に充てることを指定して出資された出資金
- (3) 総会において強化基金に繰り入れることを決議した財産

2．強化基金は、第32条の規定により払い戻しをする場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。

3．強化基金は、知事から交付された補助金につき、知事の命令により、その全部又は一部を返還する場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。

(強化基金運用益の用途制限)

第31条 強化基金の運用益は、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化のため必要な経費以外の経費には充てないものとする。

2．毎事業年度において前項の運用益に剰余を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すか又は強化基金に繰り入れるものとする。

(強化基金の払い戻し)

第32条 社は、強化基金のうち、知事から強化基金の造成にあてることを指定して出資された出資金については、知事の請求に応じて、その全部又は一部の払い戻しをすることができるものとする。

(特定鉱害復旧事業等基金)

第33条 社は、特定鉱害復旧等に関する事業を行うため、次に掲げる資産をもって構成する特定鉱害復旧事業等基金を設けるものとする。

- (1) 特定鉱害復旧事業等基金の造成に充てることを指定して交付された補助金及び出資金
- (2) 総会において特定鉱害復旧事業等基金に繰り入れることを決議した財産

2．特定鉱害復旧事業等基金は、補助又は出資の条件に基づく知事又は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「総合開発機構」という。）理事長からの請求により、その全部又は一部を返還する場合を除き、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、特定鉱害復旧事業等に使用する場合には、予め知事及び総合開発機構理事長の承認を得た上で特定鉱害復旧事業等基金の全部、又は一部を処分することができる。

3．特定鉱害復旧事業等基金の運用益は、特定鉱害復旧等に関する事業の実施に必要な経費以外の経費には充てないものとする。

4．毎事業年度において前項の運用益に剰余を生じたときは、総会の議決を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すか又は基金に繰り入れるものとする。

(資産の種別)

第34条 会社の資産は、基本財産、強化基金、特定公害復旧事業等基金及び運用財産とする。

2. 基本財産は、第29条に掲げる資産のうち、総会の議決を得たものをもって充てる。

3. 運用財産は、強化基金、特定鉱害復旧事業等基金及び基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第35条 基本財産は処分することができない。ただし、会社の事業遂行上やむを得ない理由があるときは総会の議決を経て処分することができる。

(資産の管理)

第36条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の定めるところによる。

2. 資産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、又は国債その他の確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(資金の借り入れ)

第37条 会社は、業務の円滑な運営又は事業実施に必要な経費を支弁するため、必要な資金を借り入れることができる。

2. 会社が1年以上の長期借り入れをする場合には、総会において総会員の3分の2以上の議決を経て、知事に届けなければならない。

(経費の支弁)

第38条 会社の経費は、運用財産、事業収入、補助金及び奨励金をもって支弁する。

(収支計画)

第39条 会社の収支計画は、毎年度総会の議決により定めなければならない。

(収支決算)

第40条 会社の収支決算は、年度終了後遅滞なく次に掲げる書類とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

(会計年度)

第41条 会社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において総会員及び会員の議決権の4分の3以上の同意を経、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第43条 社は、民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び第2項の規定により解散する。

2. 民法第68条第2項第1項の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 社が解散した場合、資産及び債務を整理して残余財産があるときは、出資目的に応じて出資額の割合を乗じて得た額により、その者の出資額を限度として払い戻しをし、なおその他の財産がある場合には、総会の議決を経、知事の承認を得て類似の目的をもつ公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(知事の承認)

第45条 社は、毎年、当該年度の事業計画（資金計画を含む。）及び収支計画並びに過年度の事業報告及び収支決算について知事の承認を得なければならない。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この公社の設立当初の役員は、第 11 条第 2 項及び第 5 項の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとし、その任期は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から最初に開かれる通常總會の終了の日までとする。
2. 公社の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 21 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号並びに第 35 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
3. 公社の設立初年度の会計年度は、第 36 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 46 年 3 月 31 日までとする。
4. 公社の設立当初の理事会は第 22 条第 3 項及び第 23 項並びに第 24 条の規定にかかわらず、設立代表者が行うものとする。
5. この定款は、知事の設立許可を受け、登記完了の日（昭和 45 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可を受け、登記完了の日（昭和 46 年 7 月 30 日）から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日（昭和 48 年 6 月 19 日）から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日（昭和 49 年 6 月 17 日）から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可を受け、登記完了の日（昭和 53 年 6 月 6 日）から施行する。

附 則

1. この定款は、知事の許可のあった日（昭和 55 年 4 月 23 日）から施行する。

(経過措置)

2. 昭和 55 年 4 月 22 日現在において現に社団法人宮城県畜産開発公社（以下「畜産開発公社」という。）の会員である者は、第 6 条及び第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 55 年 4 月 23 日から公社の会員となるものとする。
3. 昭和 55 年 4 月 23 日現在において、前項の会員が畜産開発公社定款第 8 条に規定する出資額に應じ、畜産開発公社定款第 22 条において有する権利は、公社定款第 25 条で有する権利とみなす。
4. 昭和 55 年 4 月 22 日現在において、現に畜産開発公社の理事及び監事である者は、第 11 条の規定にかかわらず、昭和 55 年 4 月 23 日から公社の理事及び監事となるものとする。

5. 昭和55年4月23日現在において、公社の理事及び監事である者並びに前項の理事及び監事の任期は、第13条の規定にかかわらず、昭和56年5月31日までとする。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(昭和62年7月1日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(昭和63年6月23日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(平成2年7月10日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(平成6年6月22日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(平成9年7月10日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(平成10年6月19日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(平成10年7月15日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(平成13年8月1日)から施行する。

附 則

この定款は、知事の許可のあった日(平成17年6月28日)から施行する。